

I 中島村第6次総合振興計画策定経過

月 日	内 容	備 考
2021年		
11月 1日	策定推進調整会議(第1回)	
12月 7日	策定委員会(第1回)	
2022年		
1月19日～ 3月31日	村民・10代向けアンケート	原田准教授(福島大学)
5月31日	策定委員会(第2回)	
6月15日～ 7月15日	村内事業所・村外から通勤している方向けアンケート	原田准教授(福島大学)
7月14日	トップインタビュー	原田准教授(福島大学)
8月25日	策定委員会(第3回)	福島県復興・総合計画課
10月11日	策定委員会(第4回)	
10月17日	基本計画作成職員説明会	
11月29日	各課等基本計画ヒアリング	
12月12日	策定推進調整会議(第2回)	
2023年		
1月13日	策定委員会(第5回)	
1月26日	策定推進調整会議(第3回)	
2月15日～ 2月28日	パブリックコメント	
2月16日	総合開発審議会(第1回)	
3月17日	策定推進調整会議(第4回)	

2 中島村総合開発審議会委員名簿

所 属	役 職 名	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	行政相談員	赤 坂 貞 夫	会長
各種団体・機関の長	中島村区長会長	水野谷 剛 夫	
	中島村民生委員協議会長	高 村 茂	
	中島村消防団長	小 針 徳 秀	
	中島村農業委員会長	円 谷 宣 芳	
	JA 夢みなみ中島支店長	塩 田 哲 弥	
	JA 夢みなみ女性部会長	芳 賀 幸 子	
	中島村商工会長	矢 内 宏	
	中島村社会福祉協議会事務局長	久保田 勝 紀	
	中島村 PTA 連絡協議会長	緑 川 潤 一	
一 般 村 民	一般公募(男性)	高 久 康 治	
	一般公募(女性)	ウォード 嘉 代	



3 中島村総合開発審議会条例

昭和 48 年 12 月 27 日条例第 24 号

改正

平成5年3月 22 日条例第 10 号

平成 20 年3月 11 日条例第9号

平成 27 年6月 16 日条例第 24 号

中島村総合開発審議会条例

(設置)

第1条 中島村の総合開発が調和と均衡を保ちつつ、円滑に推進されるための村長の諮問に答える機関として、中島村総合開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 中島村総合振興計画及び総合的なむらづくり計画に関し必要な事項
- (2) 中島村国土利用計画に関し必要な事項
- (3) 白河地方広域市町村圏計画に関し必要な事項
- (4) 農業振興地域の整備に関し必要な事項
- (5) 農村地域工業導入に関し必要な事項
- (6) その他中島村の開発に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 村内各種団体、機関の長
- (3) 一般村民

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会は、特別の事項を審議するため必要あるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は村長が委嘱する。

3 臨時委員は当該事項に関する審議が終了したときは、その任期を終る。

(会長)

第5条 審議会に会長をおき、会長は委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(幹事)

第6条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は村職員の中から村長が任命する。

3 幹事は村長の命を受け審議会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐し、庶務を行う。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数が出席しなければ成立しない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び当該議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月22日条例第10号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月11日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年6月16日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 中島村総合振興計画策定推進調整会議設置要綱

平成 24 年4月 27 日訓令第 19 号

中島村総合振興計画策定推進調整会議設置要綱

(目的)

第1条 中島村総合振興計画を効果的かつ円滑に策定するため、中島村総合振興計画策定推進調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について検討協議する。

- (1) 中島村総合開発審議会に諮る中島村総合振興計画に関する事項。
- (2) 中島村総合振興計画基本構想及び基本計画策定に関する事。
- (3) 中島村総合振興計画基本構想及び基本計画策定推進に関する事。

(構成)

第3条 調整会議は、副村長、教育長及び課長等の職にあるものをもって構成する。

2 調整会議に議長を置き、副村長をもって充てる。

(策定委員会)

第4条 調整会議に事務的な事項を調査協議させる策定委員会を置く。

2 策定委員会は、調整会議の構成員が所属職員の中から指名した者をもって構成する。

3 策定委員会に委員長を置き、企画振興係長をもって充てる。

4 策定委員会は、特定事項について関係ある職員のみで開催することができる。

(会議)

第5条 調整会議は副村長が招集し、議長がこれを主宰する。

2 策定委員会は企画振興課長が招集し、委員長がこれを主宰する。

(庶務)

第6条 調整会議に関する庶務は、企画振興課において行う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は村長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年4月 27 日から施行する。

5 諮問書・答申書

4 中企第 4 8 5 号
令和 5 年 2 月 10 日

中島村総合開発審議会会長 赤坂 貞夫 様

中島村長 加 藤 幸 一

中島村第 6 次総合振興計画基本構想・基本計画（案）について（諮問）

中島村総合開発審議会条例第 2 条の規定に基づき「中島村第 5 次総合振興計画基本構想・基本計画（案）」について、貴審議会の意見を求めます。

令和5年3月7日

中島村長 加藤 幸一様

中島村総合開発審議会会長 赤坂 貞夫

中島村第6次総合振興計画基本構想・基本計画（案）について（答申）

令和5年2月10日付け4中企第485号で諮問のありました「中島村第6次総合振興計画基本構想・基本計画（案）」については、審議の結果適当と認めることを答申します。

なお、基本計画策定にあたり、下記の事項に格別の配慮を払われるよう要望します。

記

1. 各事業の具体的な内容については実施計画で示すこと。
2. 少子化問題については、既存の事業だけでなく村外からの移住予定者などより多くの人が対象となる事業の検討に努められたい。

6 中島村第6次総合振興計画策定推進調整会議構成員名簿

所 属	職 名	氏 名
中 島 村	副 村 長	吉 田 政 樹
中 島 村	教 育 長	面 川 三 雄
議 会 事 務 局	事 務 局 長	矢 吹 康 裕
総 務 課	課 長	藤 田 幸 江
住 民 生 活 課	課 長	野 木 重 徳
税 務 課	課 長	鈴 木 勝 雄
保 健 福 祉 課	課 長	国 井 たまみ
建 設 課	課 長	齋 藤 満
企 画 振 興 課	課 長	本 間 俊 一
学校教育課・生涯学習課	課 長	小 林 隆
保 育 所	所 長	田 村 利 恵
幼 稚 園	園 長	緑 川 みゆき
児 童 館	館 長	稲 林 敬



7 中島村第6次総合振興計画策定委員名簿

所 属	職 名	氏 名
議会事務局	事務局 長	矢 吹 康 裕
総 務 課	主 任 主 査	高 久 健 司
住 民 生 活 課	主 任 主 査	鈴 木 覚
税 務 課	主 任 主 査	大 越 智
保 健 福 祉 課	主 任 主 査	早 川 真 吾
建 設 課	係 長	近 藤 修
企 画 振 興 課	主 任 主 査	緑 川 美 智 子
学 校 教 育 課	主 任 主 査	圓 谷 仁 士
生 涯 学 習 課	主 任 主 査	齋 藤 美 由 紀
保 育 所	専 門 保 育 士	菊 地 裕 美
幼 稚 園	専 門 教 諭	関 根 幸 恵
児 童 館	専 門 主 任 児 童 厚 生 員	鈴 木 美 咲 子

事 務 局		
所 属	職 名	氏 名
企 画 振 興 課	課 長	本 間 俊 一
企 画 振 興 課	課 長 補 佐	島 山 拓 也
企 画 振 興 課	主 任 主 事	大 越 早 織
企 画 振 興 課	主 事	藤 澤 隼 太 郎



中島村第6次総合振興計画

発行 福島県中島村

発行日 2023年4月

編集 中島村役場企画振興課

〒961-0192 福島県西白河郡中島村大字滑津字中島西11-1